

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年11月20日	不動産番号	4334000146378
地図番号	K4-20	筆界特定	余白		
所 在	虻田郡倶知安町字山田			余白	
	虻田郡倶知安町ニセコひらふ一条二丁目			令和4年10月1日変更 令和4年10月1日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
181番10	畑	1152		181番2から分筆 〔昭和48年3月5日〕	
余白	余白	986		③錯誤 〔昭和52年4月18日〕	
余白	余白	740		③181番10、181番14に分筆 〔昭和52年4月18日〕	
余白	原野	余白		②年月日不詳変更 〔昭和53年7月8日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年11月20日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和48年3月1日 第1839号	原因 昭和46年11月30日売買 所有者 虻 田 郡 倶 知 安 町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年11月20日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和8年1月8日

札幌法務局倶知安支局

登記官

小 島 治 幸

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を示すものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D32240 (1 / 3)

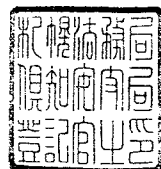


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年11月20日	不動産番号	4334000146498
地図番号	K4-20	筆界特定	余白		
所 在	虻田郡倶知安町字山田			余白	
	虻田郡倶知安町ニセコひらふ一条二丁目			令和4年10月1日変更 令和4年10月1日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
183番10	山林	374		183番3から分筆 〔昭和52年4月18日〕	
余白	原野	余白		②年月日不詳変更 国土調査による成果 〔昭和53年7月3日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年11月20日	
余白	余白	370		③183番10、183番31に分筆 〔平成10年1月20日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和53年7月12日 第4969号	原因 昭和53年3月17日交換 所有者 虻 田 郡 倶 知 安 町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年11月20日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年1月8日
札幌法務局倶知安支局

登記官

小 島 治 幸

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D32240 (2 / 3)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年11月20日	不動産番号	4334000146493
地図番号	K4-20	筆界特定	余白		
所 在	虻田郡倶知安町字山田			余白	
	虻田郡倶知安町ニセコひらふ一条2丁目			令和4年10月1日変更 令和4年10月1日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
183番5	山林	15759		183番1から分筆 〔昭和48年3月5日〕	
余白	余白	10706		③183番5、183番9に分筆 〔昭和48年10月13日〕	
余白	余白	10688		③錯誤 〔昭和52年4月18日〕	
余白	余白	10393		③183番5、183番11に分筆 〔昭和52年4月18日〕	
余白	余白	9960		③183番5、183番16に分筆 〔昭和53年3月30日〕	
余白	雑種地	余白		②年月日不詳地目変更 国土調査による成果 〔昭和53年7月12日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年11月20日	
余白	余白	9848		③183番5、183番41に分筆 〔平成25年7月8日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和48年3月1日 第1839号	原因 昭和46年11月30日売買 所有者 虻 田 郡 倶 知 安 町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年11月20日



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D32240 (3 / 3)

1 / 2

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和8年1月8日

札幌法務局倶知安支局

登記官

小 島 治 幸

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

u

整理番号 D32240 (3 / 3)

